

静岡市地域公共交通会議規約等の改正について

1 規約等改正の概要

○改正事項

(1)株式会社 KMS バスの本格運行(道路運送法4条による一般乗合)を開始に伴う委員の追加(別紙 1-1 地域公共交通会議規約 第4条関係)

株式会社 KMS バスは、2025年10月1日からバスの本格運行(道路運送法4条による一般乗合)を静岡市内で開始している。本会議では、道路運送法4条による一般乗合を実施している事業者へ就任依頼をしており、株式会社 KMS バスから就任の意思の確認が取れたため、それに伴い委員を追加する。

(2)本会議の委員への報酬の見直し(別紙 1-2 報酬及び費用弁償規程 第2条関係)

これまで、本会議では、設立当初から1委員に対し、日額 9,500 円の報酬を支払っていた。しかし、同様の審議等が行われている静岡市の附属機関では、報酬が日額 11,500 円と定められている。

静岡市の附属機関と同等の実務を行うものとして合わせ、本会議においても静岡市の附属機関と同様の日額 11,500 円に、委員報酬に関する規定の改正を行う。

○規約等改正(案)

- (1) 別紙 1-1 「静岡市地域公共交通会議規約」のとおり
- (2) 別紙 1-2 「静岡市地域公共交通会議報酬及び費用弁償規程」のとおり

○施行日

令和8年1月1日

2 今後、協議を計画している事項について(報告)

○国土交通省「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方」(令和6年9月30日)に示された自家用償旅客運送の検討プロセスの導入について

上記通達において、自家用有償旅客運送の導入に関する提案の協議について、検討プロセスが示された。

本ガイドラインは、交通空白地の拡大を背景として、協議の長期化により地域住民の交通手段が確保されない事態を防ぐため、迅速な意思決定を促す趣旨で出されている。

本ガイドラインの趣旨に基づき、本会議で取り扱う交通空白地有償運送の導入に関する検討プロセスについて、次回以降の本会議で協議を予定している。